

国民健康保険税の 納税通知書・ 決定通知書を 7月中旬に送付します

皆さんに納めていただく保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付しましょう。

◆所得申告はお済みですか？

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減判定基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されますが、世帯の被保険者のなかに所得の状況が不明な方がいる場合は軽減の対象となりません。所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

◆通知書をご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書を送付します。

該当要件	①離職日が平成25年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」（「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号）であること。 【11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定。
届出に必要なもの	①雇用保険受給資格者証（原本） ②印鑑（朱肉を使うもの）
届出場所	国保年金課（2階 ②番窓口）および本納支所

特例対象被保険者等の 負担軽減措置について

会社都合など、特定の理由で離職された方について、左の表の要件に該当する場合は、保険税が軽減されます。届出がまだお済みでない方は、必ず届出をしてください。

すでに年金引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

※平成25年3月31日から平成26年3月30日の間に離職し、届出をして平成25年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方については、平成26年度分は改めて届出をしなくても自動的に軽減が適用されます。

課税限度額の 引上げについて

国の法令改正にあわせ、課税限度額が左表のとおり引き上げられました。

	平成25年度	平成26年度
基礎分課税限度額	51万円	51万円 (変わらず)
後期高齢者支援金 分等課税限度額	14万円	16万円
介護納付金課税限 度額	12万円	14万円
合計	77万円	81万円

軽減判定基準額の 引上げについて

国の法令改正にあわせ、平等割及び均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準が下表のとおり引き上げ

られ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。

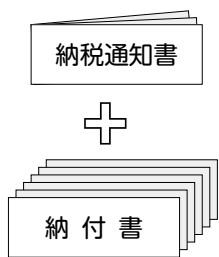
	平成25年度	平成26年度
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × (被保険者 - 世帯主 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 24.5万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + 35万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 45万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)

特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に所属する方をいいます。

納付する時の注意

納付書は納期別に一枚ずつ切り離された状態で、納税通知書と一緒に封入し送付します。

冊子と納税通知書と、期別の納付書が同封されます



新しい後期高齢者医療の 保険証をお送りします

後期高齢者医療保険に加入している方へ、8月1日からご使用いただく保険証を7月中旬に送付します

窓口での受け取りを希望される場合は、7月4日(金)までに、国保年金課高齢者医療係へお電話にてご連絡ください。

後期高齢者 医療制度に関する お知らせ



納期ごとに納付する場合、順番を間違えないようにご注意ください。まとめて納付する場合は、納付する各期の納付書を全てお持ちください。納付場所や、注意事項等の詳細は、納税通知書でご確認ください。

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎1503、FAX(20)1600へ。